

# 告示

## 埼玉県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十九年埼玉県告示第四百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
1 根岸台三丁目	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
2 根岸台三丁目	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。